

○東京藝術大学大学院美術研究科博士論文制作プログラム要項

〔令和5年2月19日
教授会決定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学大学院美術研究科（以下「研究科」という。）における、博士論文制作プログラム（以下「プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 プログラムの運営にあたり、プログラム主任（以下「主任」という。）及びその他必要な教員を置くことができる。主任は美術研究科長が指名するものをもって充てる。

(目的)

第3条 プログラムは、研究科博士後期課程に在籍する博士課程学生を対象として、博士論文執筆の指導及び支援を提供することを目的とする。

(内容)

第4条 プログラムの内容は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 研究科の博士課程学生への論文指導及び支援
- (2) 研究科の博士論文に関連した科目の開講

(運営)

第5条 プログラムの運営、管理に関する重要な事項は美術研究科運営委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(その他)

第6条 この要項に定めるものの他、プログラムに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年2月19日から施行する。
- 2 東京藝術大学大学院美術研究科博士リサーチセンター要項は、廃止する。